

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第一条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 期限内申告書 第五十条第二項の場合を除き、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による申告書をいう。

三 六 省 略

(相続税の納税義務者)

第一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

イ 省 略

ロ 一時居住者である個人(当該相続又は遺贈に係る被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

二 相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ 日本国籍を有する個人であつて次に掲げるもの

(1) 省 略

(2) 当該相続又は遺贈に係る相続の開始前十年以内のいずれの時に^イおいてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの(当該相続又は遺贈に係る被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

ロ 日本国籍を有しない個人(当該相続又は遺贈に係る被相続人が外

(定義)

第一条の二 同上

一 同 上

二 期限内申告書 第五十条第二項の場合を除き、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項(同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))及び第二項並びに第二十九条の規定による申告書をいう。

三 六 同 上

(相続税の納税義務者)

第一条の三 同上

一 同 上

イ 同 上

ロ 一時居住者である個人(当該相続又は遺贈に係る被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

二 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該相続又は遺贈に係る相続の開始前十年以内のいずれの時に^イおいてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの(当該相続又は遺贈に係る被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

ロ 日本国籍を有しない個人(当該相続又は遺贈に係る被相続人が一

三〇五 省 略
國人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

2 省 略

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 外国人被相続人 相続開始の時に在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していた当該相続に係る被相続人をいう。

三 省 略

(贈与税の納税義務者)

第一条の四 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一 贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

イ 省 略

ロ 一時居住者である個人（当該贈与をした者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

二 贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ 日本国籍を有する個人であつて次に掲げるもの

(1) 省 略

(2) 当該贈与前十年以内のいずれの時に在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していたことがないもの（当該贈与をした者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

ロ 日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

三・四 省 略

2 省 略

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三〇五 同 上
時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 一時居住被相続人 相続開始の時に在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していた当該相続に係る被相続人であつて当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

三 同 上

(贈与税の納税義務者)

第一条の四 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 一時居住者である個人（当該贈与をした者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

二 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該贈与前十年以内のいずれの時に在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していたことがないもの（当該贈与をした者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

ロ 日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

三・四 同 上

2 同 上

3 同 上

一 省 略

二 外国人贈与者 贈与の時に¹おいて、在留資格を有し、かつ、この法の施行地に住所を有していた当該贈与をした者をいう。

三 非居住贈与者 贈与の時に¹おいてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかつたもの又は当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないものをいう。

(贈与税の申告書)
第二十八条 省 略
254 省 略

一 同 上

二 一時居住贈与者 贈与の時に¹おいて在留資格を有し、かつ、この法の施行地に住所を有していた当該贈与をした者であつて当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

三 非居住贈与者 贈与の時に¹おいてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるものであつて次に掲げるもの

(1) この法律の施行地に住所を有しなかつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの(当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。)

(2) この法律の施行地に住所を有しなかつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの(当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。)

ロ 当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの

(贈与税の申告書)
第二十八条 同 上
254 同 上

5| 第一条の四第一項第二号ロに掲げる者が短期非居住贈与者(贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの)のうちこの法律の施行地に住所を有しなかつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの(当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。)で、同日から二年を経過していないものをいう。次項及び第七項において同じ。)から贈与により財産を取得した場合には、第一項の規定は、適用しない。

6| 前項の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者がこの法律の施

行地に住所を有しなくなった日から二年を経過する日までに再びこの法律の施行地に住所を有することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「その年の」とあるのは、「第五項に規定する短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有することとなつた日の属する年の」とする。

7 | 第五項の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなった日から二年を経過した場合には、同項の規定にかかわらず、当該短期非居住贈与者を第一条の四第三項第三号に規定する非居住贈与者とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「その年の」とあるのは、「第五項に規定する短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなった日から二年を経過した日の属する年の」とする。